

平成27年度 第1回足立区労働報酬審議会 議事概要

開催日時 及び 場所	平成27年9月3日(木) 14時00分～15時30分 足立区役所11階 入札室
出席委員	渡部典子 会長 澤江紀子 副会長 田中克己 委員 設楽 潔 委員 伊藤好磨 委員 中村修一 委員
審議案件	平成28年度 労働報酬下限額について
議事概要	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問について ・ 会議の公開について ・ 議事 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成28年度労働報酬下限額について、区長代理として総務部長から会長へ諮問書を手交。 ・ 議事のうち、労働報酬下限額に関わる事については、率直な意見の交換を促すために非公開としたほうが良いのではないかと。(会長) —各委員了承— (1) 平成26年度公契約条例適用契約に関する労務台帳の提出状況について <ul style="list-style-type: none"> ・ 説明(事務局) ・ いずれも全部条例に違反していないということか。(委員) ・ 実際に払われた金額が下限額と比べてどの位だったのか、わかる資料を提出していただきたい。(委員) ・ 今回は工事請負契約のみであったが、業務委託契約の労務台帳の写しも閲覧したい。(委員) (2) 平成27年度公契約条例適用契約について <ul style="list-style-type: none"> ・ 説明(事務局) ・ 今回の現場で一人親方はどれくらいいたのか、実態を教えてください。(委員) (3) 公契約条例の課題について <ul style="list-style-type: none"> ・ 説明(事務局) ・ 労務台帳の事務処理経費を見込んで欲しい。(委員) ・ 業務委託契約や指定管理者協定で、最低賃金が労働報酬下限額を上回った事例はあるのか。(委員) ・ 相模原市のように毎年最新の下限額を適用することは当然のことと思う。

これまでの契約にも最新の下限額を適用するのは可能か。(委員)

(4) 平成28年度労働報酬下限額の積算方法等について

・説明(事務局)

① 工事請負契約

- ・ 熟練労働者や熟練労働者以外の労働者の取扱い、事業主が区分判断すること、熟練労働者以外の労働者の比率の上限値を定めないことについては、持ち帰り検討したい。(委員)
- ・ 基本的には事務局案のとおりでよい。公共工事の発注金額を決める際、熟練労働者が何人、熟練労働者でない労働者が何人と、人員の構成を明確にしないと実態に見合った積算ができないと思う。(委員)
- ・ 工事請負契約の下限額について、熟練労働者、熟練労働者以外の労働者の2段階に分けるのであれば、51職種の熟練労働者以外の労働者を全て軽作業員の単価にするのは無理がある。(委員)
- ・ この3年間で労働者を取り巻く環境は大きく変わっている。設計労務単価も3割位上がっている。東京都では28%上がっている。当初、議論した時から3年が経ち、設計労務単価の掛け率を見直ししても良い時期ではないか。(委員)
- ・ 公契約条例を制定し、どのような変化があったのか。労働者に加え、事業者にもアンケートを実施してもらいたい。(委員)

② 業務委託契約および指定管理者協定

- ・ 事務局案は承認できるが、職種ごとに単価を導入してもらいたい。(委員)
 - ・ 指定管理者協定で2つの保育園を任されている事業者は、それぞれの協定の下限額が違ってくる可能性も予想されるが、その点はどのようになるのか。(委員)
 - ・ 契約締結年次の労働報酬下限額が契約期間中に最低賃金を下回った場合、法律に違反するから最低賃金になるのか。本来であれば、公契約条例があるので、労働報酬審議会で定めた下限額にすべきではないか。(委員)
 - ・ 上がった場合の対応だけでなく、最低賃金が下がった時に下げること考えた方がよい。
- ・ 答申案については継続審議ということで、次回の審議会ですとまとめた。(会長)

—各委員了承—